

◆社会全体で支える介護保険

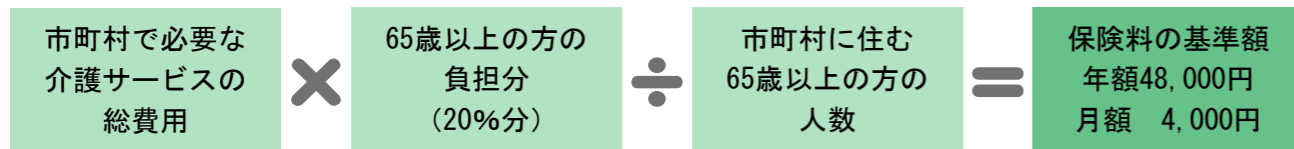
40歳以上の皆さんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

◆65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料が改定

介護保険事業計画の見直しに伴い、平成21年度から平成23年度までの保険料が変わります。被保険者の負担能力に応じたよりきめ細やかな保険料設定にするため、これまでの6段階区分から9段階区分となります。

◆65歳以上の方の保険料は、市の介護サービス費用がまかなえるよう算出

基準額は、65歳以上の方がまかなう20%の費用を平成21年度から平成23年度の65歳以上の方の推計人数で割り、算出されます。



◆介護報酬改定（プラス3%）に伴う保険料上昇分の軽減

平成21年度から平成23年度の介護保険料上昇分のうち、介護従事者の処遇改善を図るための介護報酬改定に伴う増加分は、交付金（国庫）による軽減措置があります。

◆課税状況や前年所得をもとに算定

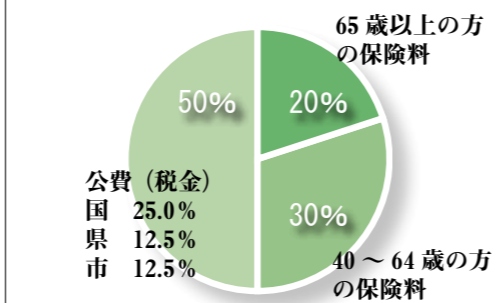
65歳以上の方の介護保険料額は、市町村民税の課税状況や前年の所得をもとに算定されます。ただし、市町村民税の課税と前年の所得が確定するまでの間は暫定賦課または仮徴収が行われます。

納付額や納め方は、65歳に到達した年などで通常と違う場合があります。詳しくは問い合わせください。

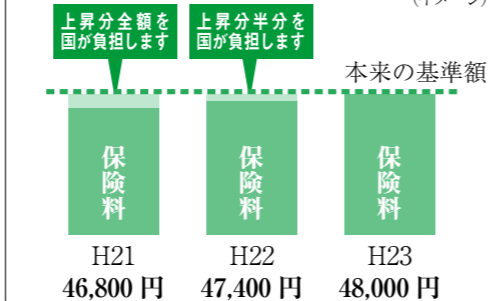
「特別徴収」年金から保険料が天引きされる方
平成21年2月に年金から天引きされた額と同額が4・6・8月に支給される年金から天引きされます。見直し後の保険料で賦課されるのは、第4期目（10月）からです。

「普通徴収」納付書により保険料を納める方
平成21年4・6月に納める保険料額は、暫定的に前年度の所得段階をもとに算定します。見直し後の保険料で賦課されるのは、第3期目（8月）からです。

給付費の財源内訳（在宅給付費の場合）



平成21年度～23年度の保険料基準額（イメージ）



65歳以上の方の介護保険料が変わります

～介護保険事業計画変更に伴い21年度から3年間の保険料が決まりました～

かすみがうらの介護保険料基準額は

48,000円／年

見直し前(平成18～20年度)		見直し後(平成21～23年度)	
所得段階	対象者	所得段階	対象者
第1段階 22,600円	生活保護受給者の方 老齢福祉年金(※1)受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	第1段階 21年度 23,400円 22年度 23,700円 23年度 24,000円	見直し前と同様
第2段階 22,600円	世帯全員が市民税非課税の方で、本人の年金収入額が80万円以下の方等	第2段階 21年度 23,400円 22年度 23,700円 23年度 24,000円	世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額(※2)と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階 34,000円	世帯全員が市民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	第3段階 21年度 35,100円 22年度 35,500円 23年度 36,000円	見直し前と同様
第4段階 45,300円	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方	第4段階 21年度 42,100円 22年度 42,600円 23年度 43,200円	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方
		第5段階 21年度 46,800円 22年度 47,400円 23年度 48,000円	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円超の方
第5段階 56,700円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	第6段階 21年度 53,800円 22年度 54,500円 23年度 55,200円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方
		第7段階 21年度 58,500円 22年度 59,200円 23年度 60,000円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方
第6段階 68,000円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	第8段階 21年度 70,200円 22年度 71,100円 23年度 72,000円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方
		第9段階 21年度 84,200円 22年度 85,300円 23年度 86,400円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方

※1「老齢福祉年金」明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2「合計所得金額」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

問い合わせは 長寿福祉課 ☎内線1175

地域介護ヘルパー養成研修受講生募集！！

地域福祉のボランティア養成やより良い家族介護技術の取得、さらには介護予防の地域の担い手の育成のため、地域介護ヘルパー養成研修を実施します。

※この研修は、介護サービス事業への就労を目的とした研修ではありません。

※3級ヘルパー養成研修事業の終了に伴い、茨城県が独自に取り組む事業で地域介護ヘルパーを養成する事業です。

■特徴 地域介護ヘルパーの修了証のほかに、認知症サポーター認定、救急法短期講習受講証が取得できます。(カリキュラム内に認知症サポーター養成研修を追加。)

■応募資格 市内在住の中学生以上の方で、原則として研修の全日程に出席できる方。
※未成年の場合、保護者の同意が得られる方

■募集人数 40人(申し込み多数の場合、抽選とします。抽選結果は、通知によりお知らせします。)

■研修期間 6月20日から8月28日までの11日間

講義 【32時間】	6/20(土)、6/27(土)、7/4(土)、7/11(土)、7/18(土)、7/25(土)の6日間 福祉サービスの基本、高齢者・障害者の福祉制度、インスタントシニア(お年寄りなりきり体験)、認知症サポーター養成研修、救急法講習、医学の基礎知識、介護の知識など
演習 【16時間】	7/28(火)、7/30(木)、8/4(火)の3日間 介護技術入門、共感的理解と基本的態度の形成など
実習 【8時間】	8/5(水)～7(金)、10(月)～12(水)、17(月)～21(金)の中から1日間 ホームヘルプサービス同行訪問、デイサービスセンター実習
特別講座	8/28(金) 閉講式

■研修場所 あじさい館(実習は、近隣の施設を予定)
※移動は各自でお願いします。

■受講料 無料 ただし、教科書代(3,400円)は受講者負担。

■申込方法 下記の申込書に記入し、6月10日(水)(必着)までに郵送もしくは直接、社会福祉協議会まで申し込みください。



問い合わせは かすみがうら市社会福祉協議会 千代田支所(第1常陸野公園内) Tel.0299-59-5509
霞ヶ浦支所(あじさい館内) Tel.029-898-2527

かすみがうら市地域介護ヘルパー養成研修受講申込書(社会福祉協議会扱い)

住所	〒() かすみがうら市		
(ふりがな)氏名	(ふりがな)		
生年月日	大正・昭和・平成	年	月 日生(満 歳)
電話番号	()		
職業または学校名・学年	職業	学校名・学年	学校 年
保護者氏名(兼保護者同意書)	上記の者の受講に同意します。 ※未成年の場合のみ 保護者氏名		印

中小・小規模企業を応援します！

— 2009年4月10日 新たな経済対策を決定！ —

(経済産業省・中小企業庁・金融庁・厚生労働省)

資 金繰り支援をさらに拡充！

- ◆緊急保証の拡充
 - ▼緊急保証の枠を20兆円から、さらに30兆円にまで拡大します。
 - ▼措置期間を2年に延長します。
 - ▼無担保で8000万円を超える保証の相談にも対応します。
 - 「相談」お近くの金融機関、信用保証協会へ
- ◆日本政策金融公庫、商工中金によるセーフティネット貸付の拡充など
 - ▼セーフティネット貸付の枠を10兆円から、さらに15・4兆円にまで拡大します。
 - ▼無担保・無保証人融資の金利を引き下げ、より使いやすくします。
 - ▼関連企業の倒産により、経営に困難をきたしている中小企業や、雇用の維持・確保に取り組む中小企業の方への貸し付け金利も引き下げます。
 - 「相談」お近くの日本政策金融公庫・商工中金へ
- ◆小規模事業者経営改善資金(マル経融資)の拡充
 - ▼小規模事業者経営改善資金

- ◆民間金融機関の円滑な資金供給の促進
 - ▼緊急保証にかかる金融機関の自己資本比率規制のリスクウエイトを10パーセントから0パーセントに見直しました。
 - 「相談」金融庁へ ☎03(3506)6000
- ◆中小企業倒産防止共済制度の一時貸付金の金利引き下げ
 - ▼中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)において、取引先が倒産した場合の共済金貸付とは別に、共済契約者が掛金納付の月数に応じて利用できる「一時貸付



- ◆国内外の販路開拓の支援
 - ▼欧米やアジア・中東などで、中小企業の販路の開拓、現地へのミッション派遣、海外見本市の出店、バイヤーとの商談会、百貨店などでの販売コーナーを設置します。
 - ▼専門家によるハンズオン支援(※や、国内主要都市の百貨店、アウトレットなどに地域特産品販路拡大のための販売スペースを設置します。
- ◆のづくり・販路開拓を支援！
 - ☎03(5470)1514
- ◆雇 用維持の取り組みを支援！
 - ▼労働者の解雇などを行わない場合に、中小企業緊急雇用安定助成金などの助成率を上乘せします。
 - ▼残業削減雇用維持奨励金を創設し、残業を大幅に削減し、労働者の解雇などを行わない場合に、雇

- ◆経 済危機対策における税制改正！
 - ▼交際費などの損金不参入制度について、資本金1億円以下の法人の定額控除限度額を400万円から600万円にし、交際費課税を軽減します。
 - ※定額控除額の90パーセントまで損金算入が可能。
- ◆用が維持された次の労働者1人当たり次の額を支給します。
 - ・有期契約労働者…30万円/年
 - ・受け入れられている派遣労働者…45万円/年
 - 「相談」茨城労働局 ☎029(224)6211
 - ハローワーク土浦 ☎029(822)5124
 - ▼中小企業庁が実施する人材確保・育成のための「実践型研修」は、雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金の対象となります。
 - 中小企業庁ホームページをご覧ください。



問い合わせは 観光商工課 ☎内線2522

※ハンズオン支援…意欲ある中小企業とともに、新規事業を立ち上げ、その事業化を実現し、継続的に成功に導くために必要とされるあらゆる支援を行うこと。]